

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第 122 条の 6 又は法人税法施行令第 122 条の 11 の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・ 外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記載する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 3 月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「… 3 月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「… (提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。